

飯山市中小企業融資制度

資金名		融資対象者	限度額	利率	信用保証料	貸付期間	保証人等
小口資金	設備資金	小規模事業者 (従業員が商業・サービス業 (宿泊業及び娯楽業を除く) で5人以下、他業種20人以下の法人・個人)	1,250万円以内	1.9%	市の保証料補助(8割補助)により0.44%以内	5年以内 (内据置6カ月以内)	保証人:不要(ただし、法人は代表者) 担保:徴しない
	運転資金					7年以内 (内据置1年以内)	
災害等対策資金(設備・運転)		災害等により被災し、市長が認めた事業者	1,000万円以内	1.3%		7年以内 (内据置1年以内)	保証人:不要(ただし、法人は代表者)
経営安定特別資金(運転資金のみ、借換可)		小規模事業者を含む中小企業者 次のいずれかに該当する方 ①最近3ヶ月間の売上高または売上高経常利益率(収益性)が過去3年いずれかの同期に比べ同じか減少している方 ②最近6ヶ月間の売上高または収益性が前年同期に比べ同じか減少している方 ③直近決算期の収益性が1期または2期前に比べ同じか減少している方 ④セーフティーネット保証制度4号または5号に該当する方	1,250万円以内	1.7%	市の保証料補助(8割補助)により0.44%以内 セーフティーネット保証制度が利用できる方は0.16%以内	7年以内 (内据置1年以内)	担保:必要に応じて徴する
緊急経済対策資金(運転資金のみ)		小規模事業者を含む中小企業者 次のいずれかに該当する方 ①最近3ヶ月または6ヶ月の売上高が前年同期に比べ10%以上減少している方 ②セーフティーネット保証制度4号または5号に該当する方 ③経営に著しい支障をきたしている方	1,000万円以内	1.5% (市の利子補給:年間0.5%)		7年以内 (内据置1年以内)	
創業支援資金	設備資金	①市内に住所を有する個人で、新たに市内で事業を開始予定、または開始間もない方 ②会社が、市内に新たな会社を設立し事業を開始予定、または開始間もない方	設備 1,500万円以内 運転 750万円以内 (併用は1,500万円以内) 自己資金を限度とする場合がある。	1.5% (市の利子補給:年間0.5%)		10年以内 (内据置1年以内)	
	運転資金					5年以内 (内据置1年以内)	

資金名		融資対象者	限度額	利率	信用保証料	貸付期間	保証人等
一般 振興 資金	運転資金	小規模事業者を含む中小企業者	1,500万円以内	2.1%	市の保証料補助（8割補助）により0.44%以内	5年以内 （内据置 6カ月以 内）	保証人：不要（ただし、法人は代表者） 担保：必要に応じて徴する
	設備資金	小規模事業者を含む中小企業者 設備改善に要する資金	2,000万円以内			7年以内 （内据置 1年以内） （建物10 年、車5 年以内）	

※経営安定特別資金について

- 借換対象資金は長野県及び飯山市制度資金とし、借り換える資金を1年以上返済しているものに限る。
- 借換の場合、以前借り換えた資金は借換できないものとするなどの規定があります。
- 申込みに必要な書類
 - ・事業内容及び資金計画及び売り上げを確認できる書類等
 - ・経営指導員の融資に関する意見書

※緊急経済対策資金について

- 申込みに必要な書類
 - ・事業内容及び資金計画及び売り上げを確認できる書類等
 - ・経営指導員の融資に関する意見書

※創業支援資金について

- 申込みに必要な書類
 - ・事業内容及び資金計画等を確認できる創業計画書等の書類
 - ・経営指導員の融資に関する意見書